

平成29年11月27日

平成29年度第8回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成 29 年 11 月 27 日（月）午後 3 時 00 分
場所 美浦村役場 3 階 委員会室

日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 付議事項
議案第 1 号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
4. 報告事項
報告第 1 号 「美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の平成 29 年第 4 回美浦村議会定例会への提出について
報告第 2 号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令
報告第 3 号 「美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（美浦村規則第 1 3 号）の一部を改正する規則」の改正報告について
5. その他
6. 閉会

議案第1号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年11月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成18年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項中「この場合において、既納の登録料は還付しない。」を削り、同項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表1を次のように改める。

別表1(第4条関係)

学校	施設	開放する日	開放時間
小学校	校庭	土、日、祭日及び長期休業日	午前9時から午後6時
	体育館	平日	午後4時30分から午後10時
		土、日、祝祭日	午前9時から午後10時
中学校	体育館	平日、土、日、祝祭日	午後5時から午後10時
	武道館	平日、土、日、祝祭日	午後5時から午後10時

※ただし、中学校（体育館、武道館）の平日の開放は生徒完全下校後とする。

別表2を削る。

○美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

平成 18 年 2 月 24 日
教委規則第 1 号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和 52 年美浦村教委規則第 2 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例(平成 18 年美浦村条例第 13 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、美浦村立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒その他一般村民の利用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第 2 条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 団体の代表者は、常に利用施設の善良な管理責任者としての責任と注意をもって、これにあたるものとする。

3 この規則の実施に関して、学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、一切責任を負わないものとする。

(開放の種類)

第 3 条 学校施設の開放は、次の 2 種とする。

(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小学校の校庭及び体育館、中学校の体育館、武道館を開放する。

(2) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭及び体育館を開放する。

(学校施設開放の日時)

第 4 条 学校施設開放の日時は、別表 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において、特別の事情がある場合は、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(利用できる者)

第 5 条 開放学校を利用できる者は、学校施設の開放を利用する団体の登録(以下「団体登録」という。)を受けた者とする。

2 その他、教育委員会が特に認めたもの

(利用の許可)

第 6 条 スポーツ開放は、10 人以上で構成された団体で、半数以上が美浦村内に在住、在勤若しくは在学する者で構成され、かつ、当該団体に監督者として美浦村内に在住、在勤の成人が含まれる場合に限り許可するものとする。

2 遊び場開放は、開放学校区内に在住する幼児及び児童に限り許可するものとする。この場合、幼児については、保護者の付添いがあることを条件とする。

(利用団体の登録)

第 7 条 学校施設の開放を利用しようとする団体は、代表者を定め、あらかじめ教育委員会へ美浦村体育施設利用団体登録申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、その適否を決定し、その旨を申請者に通知するとともに適当と認めるときは、美浦村体育施設利用団体登録簿(様式第 2 号)に登録する。

~~3 登録団体は、登録料(小学校校庭利用を除く。)として別表 2 に定める額を納付するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、登録料を減免することができる。~~

~~43 登録の更新は年度ごととする。ただし、利用団体が学校施設の利用者としての責任と義務を怠った場合には、年度中途でも登録を取り消すことができる。この場合において、既納の登録料は還付しない。~~

~~54 登録団体は、構成員の安全補償を考慮し、物損事故対応のスポーツ傷害保険に加入することを原則とする。~~

~~65 代表者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。~~

(登録団体の取り消し)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他登録団体として不相当と認められる行為をしたとき。

(利用手続き)

第 9 条 スポーツ開放を利用しようとする者は、利用希望日の 1 ヶ月前から前日までに、美浦村体育施設使用申請書(様式第 3 号)により教育委員会に申込み、あらかじめその許可を受けなければならない。この場合において、提出された申請書を審査し、支障がないと認めたときは、美浦村体育施設使用許可書(様式第 4 号)を当該申請者に交付するものとする。

(利用許可の取り消し)

第 10 条 教育委員会は、前条の規定により利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用の申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 利用の目的以外に利用したとき。
- (4) 利用施設の現状をいちじるしく変更し、又はこれに工作を加えたとき。
- (5) 学校教育上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(使用料の納付)

第 11 条 学校体育施設の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 5 条ただし書きの規定による減免は、次のとおりとする。

- ~~(1) 登録料を納めた登録団体が使用するとき。~~
- ~~(2)~~ (1) 村及びそれに付随する団体が主催する事業に使用するとき。
- ~~(3)~~ (2) その他、教育委員会が必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 6 条ただし書きにより使用料の還付を受けようとする者は、使用料返還申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(事故の責任)

第 14 条 学校施設の開放の利用中における利用者の負傷又は疾病については、利用者の責任とする。

(委任)

第 15 条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年教委規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年教委規則第●号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表1(第4条関係)

学校	施設	開放する日	開放時間
小学校	校庭	土、日、祭日及び長期休業日	午前9時から午後6時
	体育館	平日	午後 7時 4時30分から午後10時
		土、日、祝祭日	午前9時から午後10時
中学校	体育館	平日、土、日、祝祭日	午後 7時 5時から午後10時
	武道館	平日、土、日、祝祭日	午後 7時 5時から午後10時

※ただし、中学校（体育館、武道館）の平日の開放は生徒完全下校後とする。

別表2(第7条第3項関係)

登録料	12,000円
-----	--------------------

~~ただし、登録団体が美浦村在住者のみで構成されている場合は、上記の半額とする。~~

報告第1号

「美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
の平成29年第4回美浦村議会定例会への提出について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年11月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

別 紙（平成 29 年第 4 回美浦村議会提出議案）

議案第 号

美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（第 8 条関係中）

「

多目的競技場	団体	9 時～13 時	13 時～17 時	全日
		1,000 円	1,000 円	2,000 円

」を

「

多目的競技場	1 面	9 時～13 時	13 時～17 時	全日
		1,000 円	1,000 円	2,000 円
	半面	9 時～13 時	13 時～17 時	全日
		500 円	500 円	1,000 円

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表第3(第8条関係)

(1) 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の内容	単位	使用料
第4条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	500円
〃 第2号〃	撮影機材1台につき1日	500円
〃 第3号〃	1日につき	5,000円
〃 第4号〃	1平方メートルにつき1日	10円

(2) 有料公園施設を利用する場合

施設名	区分	使用料		
野球場	1面	2,000円	・ 単位時間を越えて使用する場合は、 1回分の使用料を徴収する。 ・ 1回とは2時間30分を限度とする。	
		照明施設	30分ごとに 全灯2,000円 半灯1,500円	
テニスコート	1面	1,000円	・ 単位時間を越えて使用する場合は、 1回分の使用料を徴収する。 ・ 1回とは2時間を限度とする。	
		照明施設	30分ごとに 300円	
多目的競技場	団体 1面	9時～13時	13時～17時	全日
		1,000円	1,000円	2,000円
	半面	9時～13時	13時～17時	全日
		500円	500円	1,000円
キャンプ場	団体	1,000円	・ 単位時間を越えて使用する場合は、 1回分の使用料を徴収する。 ・ 1回とは4時間を限度とする。	
		テント設置料金	1張(1泊) 500円	
クラブハウス (会議室)	1部屋	9時～13時	13時～17時	全日
		1,000円	1,000円	2,000円
ロッジハウス	10時～15時		16時～翌朝9時	
	1棟借用料 1時間	1,000円	1棟借用料 5,000円	
	利用料 1人	200円	利用料 1人 1,000円	
パターゴルフ場	1人9ホール	200円		

注

- 1 稲敷市及び稲敷郡内に住所を有する者(村内に事業所等を有する者及び勤務する者又は通学する者を含む。)以外の者が使用する場合は、この使用料の1.5倍とする。
- 2 団体使用は、10人以上とする。

報告第2号

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

上記について、下記のとおり報告する。

平成29年11月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

美浦村体育施設等管理運営規程（平成26年教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第4条」を「前条」に、「手続きが」を「手続が」に改める。

第13条第2項を削る。

第15条から第17条までを削り、第18条を第15条とし、第19条から第21条までを3条ずつ繰り上げる。

○美浦村体育施設等管理運営規程

平成 26 年 3 月 26 日
教委規程第 1 号

美浦村体育施設等管理運営規程(平成 20 年教育委員会訓令第 3 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、美浦村教育委員会が所管する体育に関する施設の管理運営に関し、関係条例及び関係規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより当該体育施設の有効な活用と施設の公正かつ適正で円滑な運営を図ることを目的とする。

(体育施設)

第 2 条 美浦村教育委員会が所管する体育に関する施設は、次の各号に定める施設(以下「体育施設」という。)とする。

- (1) 光と風の丘公園
 - ア 野球場
 - イ テニスコート
 - ウ 多目的競技場
 - エ キャンプ場
 - オ ゲートボール及びクローケー場
 - カ クラブハウス
 - キ ロッジハウス
 - ク パターゴルフ場
- (2) 農林漁業者トレーニングセンター
 - ア トレーニング室
 - イ 高齢者トレーニング室
- (3) 村民運動公園
 - ア 野球場
 - イ ゲートボール場
- (4) 学校開放に係る村立の小学校及び中学校の体育施設
 - ア 美浦中学校に属する体育館、武道館及び校庭
 - イ 木原小学校に属する体育館及び校庭
 - ウ 大谷小学校に属する体育館及び校庭
 - エ 安中小学校に属する体育館及び校庭

(体育施設の貸出目的)

第 3 条 前条に掲げたすべての体育施設は、次に掲げる使用目的の一を実現するために使用する者及び団体に貸し出すものとする。

- (1) 地域住民の健康維持及び体力の増強
- (2) 地域住民相互の親睦
- (3) 地域住民の福利向上
- (4) その他、村民全体の利益及び美浦村の発展に寄与すると認められる活動

2 専ら個人及び団体等の営利を目的とすることが明らかな場合は貸出しない。

(体育施設の使用申請)

第 4 条 体育施設の使用を希望する者及び団体は、美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 5 年規則第 2 号。以下「光と風の丘公園規則」という。)第 5 条、美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則(平成 18 年規則第 13 号。以下「農トレ規則」という。)第 3 条、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成 18 年教委規則第 1 号。以下「学校開放規則」という。)第 9 条及び美浦村民運動公園管理及び運営規則(昭和 51 年教委規則第 2 号)第 3 条に規定する使用許可申請書を光と風の丘公園のクラブハウス窓口(以下「窓口」という。)に提出する。

- 2 電話での予約申請は原則として認めない。ただし、遠方等により窓口に来る事が困難な場合は、FAXでの申請を認めるものとする。
- 3 体育施設の利用の受付期間は、光と風の丘公園規則第5条に規定する場合を除き、利用希望日の1ヶ月前から前日までとする。ただし、光と風の丘公園野球場、ロジハウス、村立小中学校体育施設を除き、利用を希望する当日において、他の者の予約がなく未利用の場合は当日の受付を認める。
- 4 申請の受付時間は、8時30分から21時までとする。ただし、休園日の受付時間は8時30分から17時とする。

(体育施設の調整会議)

第5条 前条の規定にかかわらず、農林漁業者トレーニングセンター及び村立小中学校体育施設の使用日及び使用時間については、毎年、半期ごとに(4月～9月、10月～翌年3月)使用開始前2ヶ月以内に調整会議を行い調整の上決定するものとする。

- 2 調整会議での使用施設、使用日及び使用時間の決定に当たっては、次のいずれかに該当する使用を優先する。
 - (1) 村の行事として行う催し及び競技大会。
 - (2) 学校の行事
 - (3) 美浦村体育協会主催の大会及び催し。
 - (4) 美浦村立学校主催の行事及びこれに準ずる大会。
 - (5) 美浦村が誘致した企業等の行事。
- 3 調整会議で決定した使用権は、利用希望日の1ヶ月前までに~~第4条前条第1項の手続きが行~~われないときは、無効とする。

(体育施設の使用制限)

第6条 個人及び団体の使用については、使用上の公平性を考慮し、次のような制限を設ける。

- (1) 特定の者及び団体の半期ごとの総使用時間が、該当する全ての体育施設の貸出可能時間の4分の1を超えないこと。
- (2) 特定の者及び団体が講師等に支払う謝金の年間総額が会員等から徴収する会費の2分の1(50%)を超えないこと。

(体育施設の管理及び運営)

第7条 体育施設の管理及び運営については、それぞれの体育施設の管理運営に関する条例、規則及び本規程に定めるもののほか、体育施設管理運営内規による。

(使用料徴収の特例)

第8条 体育施設の使用が許可された場合は、指定日(予約決定日の翌日。ただし、予約決定日の翌日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日。)までに使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、光と風の丘公園ロジハウスについては基本割の棟料金、その他の体育施設については、使用料の半額を前もって、指定日までに徴収することができる。
- 3 指定日までに納入しない場合は予約を取り消すことができる。
- 4 第2項の規定により前もって徴収した使用料は、当該施設使用料に充当するものとし、残りの額は施設使用前に徴収する。
- 5 団体に使用する場合は施設使用料金は、その団体の所在地により決定する。

(使用料の減免)

第9条 体育施設の使用料については、美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第1号。以下「光と風の丘公園条例」という。)第9条、光と風の丘公園規則第7条、農トレ規則第10条、美浦村村民運動公園設置及び管理に関する条例(昭和51年条例第18号。以下「運動公園条例」という。)第4条、学校開放規則第12条に定めるもののほか、その使用状況により次のとおり免除又は減額する。

- (1) 使用料(照明に係る料金を除く。)の免除
 - ア 美浦村又は美浦村教育委員会が主催事業として使用する場合
 - イ 村内の保育所及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する村内の学校の幼児、児童又は生徒の参加する次に掲げる活動を行うために使用する場合

- ① 学校等が行う保育又は教育の一環としての活動
 - ② 学校教育の一環として行う各種予選会又は各種大会若しくはこれに類似する事業
 - ウ 美浦村スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が行う競技会又は練習会に使用する場合
 - エ 美浦村子ども会育成連合会及び地区子ども会がその目的達成に必要な事業
 - オ 美浦村の PTA がその目的達成のために必要な事業
 - カ 美浦村体育協会が主催事業として行う競技会又は練習会に使用する場合
 - キ 美浦村老人クラブ連合会又は単位老人クラブが競技会又は練習会に使用する場合
 - ク 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育団体が使用する場合
 - ケ 18 歳以下(使用時の満年齢を基準とする。)の村民が使用する場合。ただし、この場合における免除要件並びに免除内容は別表第 1 に掲げるところによる。
 - コ その他、教育長が相当な事由があると認めた場合
- (2) 使用料の減額
- ア 村立小中学校、美浦村スポーツ少年団、美浦村子ども会育成連合会、地区子ども会、美浦村老人クラブ連合会及び単位老人クラブの使用料のうち、光と風の丘公園野球場及びテニスコートの照明に係る使用料半額
 - イ 村立小中学校、美浦村スポーツ少年団、美浦村子ども会育成連合会、地区子ども会、美浦村老人クラブ連合会及び単位老人クラブの光と風の丘公園ロッジ使用料 人数割を免除
 - ウ 高等学校野球大会の光と風の丘公園野球場の使用料 1 日当り 6,300 円
 - エ 中学校野球大会(県南大会以上)の光と風の丘公園野球場の使用料 1 日当り 3,000 円
 - オ 茨城県内のスポーツ少年団及び法第 1 条に規定する学校(大学は除く。)が光と風の丘公園の体育施設又は農林漁業者トレーニングセンターを使用した場合郡内料金
 - カ 65 歳以上(使用時の満年齢を基準とする。)の村民が使用する場合。ただし、この場合における免除要件並びに免除内容は別表第 1 に掲げるところによる。
 - キ その他、教育長が相当な事由があると認めた場合
- 2 前項に規定する使用料の免除又は減免の対象時間は、次に掲げる事項とし、当該対象時間を超えて使用する場合は体育施設に関する各条例に規定する使用料を徴収する。ただし、免除又は減免の対象時間を超えて使用料の免除又は減免することがやむを得ないと教育長が認める場合にはこの限りでない。
- (1) 光と風の丘公園の減免対象施設及び対象時間
 - ア 野球場 2 時間 30 分
 - イ テニスコート 2 時間(1 面)
 - ウ 多目的競技場 4 時間
 - エ クラブハウス(会議室) 4 時間
 - オ パターゴルフ 1 周分(全 9 ホール)
 - (2) 農林漁業者トレーニングセンター
 - ア トレーニング室 2 時間(半面)
 - イ 高齢者トレーニング室 2 時間
 - (3) 村民運動公園
 - ア 野球場 4 時間
 - イ ゲートボール場 4 時間(1 面)
 - (4) 小中学校体育館
 - ア 各小学校体育館 2 時間
 - イ 中学校体育館 2 時間(半面)
 - ウ 中学校武道館 2 時間
- 3 第 1 項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、光と風の丘公園規則第 6 条に規定する減免の手続きを除き、第 3 条に規定する体育施設の使用許可の申請と同時に美浦村体育施設使用料減免申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。ただし、教育長が減免申請の必要がないと認める場合には、この限りでない。

(使用料の返還)

第 10 条 使用料の返還については、光と風の丘公園条例第 10 条、農トレ規則第 11 条、運動公園条例第 4 条及び美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例(平成 18 年条例第 13 号)第 6 条に規定するもののほか、使用料を返還することができる場合及び返還の金額は次のとおりとする。

- (1) 天災、その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなかった場合全額
- (2) 使用者が利用予定日の前月同日までに使用の取消を申し出た場合 全額
- (3) 使用者が使用の取り消しを申し出た場合(ログを除く。) 使用料の半額
- (4) ログの使用において使用者が利用予定日の前月同日の翌日以降に使用の取り消しを申し出た場合人数割分

(村立小中学校の体育施設を利用する団体の登録)

第 11 条 村立小中学校の体育施設の利用希望団体は、次項に定める要件を満たし、かつ、体育施設を利用する団体として許可を受けた場合は、団体の登録(以下「団体登録」という。)をすることができる。

2 前項に規定する団体登録は、10 人以上で構成された団体で、半数以上が村内に在住又は在勤若しくは在学する者であり、かつ、当該団体に監督者又は代表者として村内に在住又は在勤の成人が含まれることを要件とする。

3 スポーツ少年団に対する団体登録についても、前項の要件を遵守する。

(農林漁業者トレーニングセンターを利用する団体の登録)

第 12 条 年間を通して農林漁業者トレーニングセンターを利用し、かつ、当該施設の使用料の減免を受けようとする団体で、前条に規定する要件を満たす場合は団体登録の許可の申請をすることができる。

(村立小中学校体育施設及び農林漁業者トレーニングセンターの利用団体の登録の承認)

第 13 条 前 2 条に規定する団体登録を申請する団体は、次に掲げる書類を窓口へ提出し、教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 美浦村体育施設利用団体登録申請書(学校開放規則様式第 1 号又は農トレ規則様式第 4 号)
- (2) 美浦村体育施設利用団体登録簿(学校開放規則様式第 2 号又は農トレ規則様式第 5 号)
- (3) 当該団体の指導者名簿(団体加入者が未成年の場合)
- (4) 当該団体のスポーツ傷害保険加入証の写し
- (5) その他必要書類(会費等を徴収している場合は、収支決算書等)

~~2 教育長から団体登録の承認を受けた団体は、登録料 12,000 円を窓口へ納入するものとする。~~

(団体登録の期間と更新)

第 14 条 前条の登録団体の登録期間は登録した日から登録した日の属する年度の末日までとする。

2 継続して登録を希望する団体は、毎年度団体登録の申請を行い、登録の承認を受けなければならない。

(団体登録に対する登録料の減免)

~~第 15 条 第 13 条第 2 項に規定する登録料について、次の各号の一に該当する場合は、減額又は免除する。~~

~~(1) 美浦村在住者のみで構成される団体については半額とする。~~

~~(2) 美浦村在住者のみで構成されている団体で、18 歳以下又は 60 歳以上の者が構成員の半数を超える団体については登録料を免除する。~~

~~(3) 村立小中学校、美浦村スポーツ少年団、美浦村子ども会育成連合会、地区子ども会、美浦村老人クラブ連合会、単位老人会、美浦村体育協会については登録料を免除する。~~

~~(4) 村主催事業への参加を目的に地区単位で利用する場合は免除する。~~

~~(5) 校庭のみを利用する団体については免除する。~~

~~(6) 使用する予定回数から算出される使用料が登録料を上回る場合は登録料を免除する。ただし、この場合、使用料については減免としない。~~

~~(7) その他、教育長が特に必要と認めた場合は、ケースに応じ教育長が判断し減免額を決定する。~~

(登録団体への施設の貸出基準)

~~第 16 条 村立小中学校の体育館及び農林漁業者トレーニングセンターの第 13 条第 1 項により承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)への貸出しは、次に掲げる基準とする。~~

- ~~(1) 農林漁業者トレーニングセンター 半面~~
- ~~(2) 美浦中学校体育館 半面~~
- ~~(3) 各小学校体育館 全面~~

~~2 前項に規定する施設の登録団体に対する貸出しの基準とする時間(以下「貸出基準時間」という。)は、2 時間とする。農林漁業者トレーニングセンター及び美浦中学校体育館の全面貸出が可能な時間帯(午後 8 時まで)において、全面の利用を希望する場合は、それぞれ 1/2 の時間を貸出基準時間とする。この場合において、貸出基準時間を超える使用がやむを得ないと教育長が認める場合にはこの限りでない。~~

(登録団体に対する施設使用料の特例)

~~第 17 条 登録団体に対する前条第 2 項に規定する施設の貸出範囲及び貸出基準時間内の使用料は第 10 条第 2 項の規定にかかわらず無料とする。ただし、貸出基準時間を超えた場合は、次に掲げる使用料を徴収する。~~

- ~~(1) 農林漁業者センター 半面 1 時間につき 500 円(全面 1,000 円)~~
- ~~(2) 美浦中学校体育館 半面 1 時間につき 1,000 円(全面 2,000 円)~~
- ~~(3) 各小学校体育館 全面 1 時間につき 500 円~~

(学校施設の開放に係る使用制限)

~~第 15 条~~ 教育長は、学校施設を利用する者が次に掲げる事項に該当する場合は、学校施設の利用の取り消し、又は停止をすることができる。

- (1) 学校施設において、特定の政党又は公選による公職の候補者を支持し、若しくはこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用
- (2) 学校施設において、特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用
- (3) 学校施設において、もっぱら営利を目的とするための利用
- (4) その他、教育長が不適当と認めた場合

(茨城県立美浦特別支援学校体育施設の利用の受付)

~~第 16 条~~ 茨城県立美浦特別支援学校体育施設利用団体登録書を提出し教育長の承認を受けた団体が、当該施設を利用するため、茨城県立美浦特別支援学校体育施設利用団体許可申請書により窓口へ申請した場合には、その申請を受付し、当該学校へ取り次ぐことができる。

(体育施設の備品の貸出)

~~第 17 条~~ 体育施設の備品の貸出しについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 体育施設の備品の借用を希望する者は、美浦村体育設備品借用申請書(様式第 2 号)を窓口提出し、貸出しの許可を受けなければならない。この場合、借用希望者は備品貸出帳に必要事項を記入するものとする。
- (2) 使用した備品が破損、棄損又は亡失した場合、備品の使用者は、その旨速やかに窓口届け出なければならない。
- (3) 体育施設の備品破損等による損害賠償については次に定めるところによる。
 - ア 故意又は不当な取り扱いによる破損等であると認められる場合、教育長は当該備品の使用者に対し損害賠償を請求することができる。
 - イ アに該当しない備品の破損等については、備品の使用者が自己の責任で修理するか同一のものを弁償するものとする。
 - ウ 備品が部品疲労等により故障又は破損したことが明らかな場合、備品使用者は損害賠償又は弁償の責を負わない。
- (4) 光と風の丘公園テニスコートの硬式用トスマシーンを利用する場合は、テニスコート使用料のほかに、1 回あたり 1,000 円を徴収する。ただし、機器の使用対象者については、18 歳未満の者のみの貸出を禁止する。
- (5) 管理棟内に設置したコールドロッカーの使用料として、1 箇所 1 回あたり 100 円を徴収する。

(6) 体育施設の備品の貸出しに対する使用料は前2号に規定するものを除き原則として無料とする。

(補則)

第 ~~21~~18 条 この規程に定めるものを除くほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教委規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年教委訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則(平成29年教委訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則(平成29年教委訓令第●号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

報告第3号

「美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（美浦村規則第13号）の一部を改正する規則」の改正報告について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年11月27日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（美浦村規則第13号）の一部を改正する規則

美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を削り，第4項中「その場合においても，登録料の返還はしない。」を削り，同項を第3項とし，第5項を第4項とし，第6項を第5項とする。
第10条中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とする。
別表を削る。

○美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則

平成18年2月13日

規則第13号

美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則(昭和56年美浦村規則第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理等に関する条例(昭和56年美浦村条例第16号。以下「センター条例」という。)第10条の規定に基づき、美浦村農林漁業者トレーニングセンター(以下「センター」という。)の管理及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 管理については、教育委員会の所掌として、この規則に基づいて運営する。

(使用の手続き)

第3条 センター条例第4条の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を使用希望日の1ヶ月前から前日までに教育委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し適当と認めた場合は、許可するものとする。

2 教育委員会は、使用を許可したときは、使用記録簿(様式第2号)に所定の事項を記載するとともに申請者に使用許可書(様式第3号)を交付するものとする。

(団体登録)

第5条 年間を通じて、センターを利用し使用料の減免を受けようとする団体は、代表者を定め、あらかじめ教育委員会に美浦村体育施設利用団体登録申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、審査をし、その適否を決定し、その旨を申請者に通知するとともに適当と認めるときは、美浦村体育施設利用団体登録簿(様式第5号)に登録する。

~~3 登録の承認を受けた団体は、登録料として別表に定める額を納付するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、登録料を減免することができる。~~

~~43 登録の更新は年度ごととする。ただし、利用団体が利用者としての責任と義務を怠った場合には、年度中途でも登録を取り消すことができる。その場合においても、登録料の返還はしない。~~

~~54 登録団体は、構成員の安全補償を考慮し、物損事故対応のスポーツ傷害保険に加入することを原則とする。~~

~~65 代表者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。~~

(登録団体の取り消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他登録団体として不適当と認められる行為をしたとき。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用許可を他の者に譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) 備え付けの施設及び備品の取扱いは丁寧に行い、損失等の場合は速やかに教育委員会に報告しその指示を受けなければならない。

(休館日及び開館時間)

第 8 条 センターの休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときはこれを変更することができる。

(1) 休館日

ア 週休日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝祭日にあたる場合は翌日とする。)

イ 年末年始 12月29日から1月3日まで

(2) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(使用料の納付)

第 9 条 センターの使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第 10 条 センター条例第 7 条ただし書きの規定による減免は、次のとおりとする。

~~(1) 登録料を納めた登録団体が使用するとき。~~

~~(2) (1) 村及びそれに付随する団体が主催する事業に使用するとき。~~

~~(3) (2) その他、教育委員会が必要と認めるとき。~~

(使用料の還付)

第 11 条 センター条例第 8 条ただし書きにより使用料の還付を受けようとするものは、使用料返還申請書(様式第 6 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(事故の責任)

第 12 条 センター利用中における利用者の負傷又は疾病については利用者の責任とする。

(委任)

第 13 条 センター条例及びこの規則に定めるほか、センター管理運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 22 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年規則第●号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 5 条第 2 項関係)

登録料	12,000円
-----	---------

~~ただし、登録団体が美浦村在住者のみで構成されている場合は、上記の半額とする。~~